

3月号



# おおもり 青色便り

No.0705

一般社団法人 大森青色申告会

令和 7.3.1

## 令和6年分の確定申告は済みましたか？

### ●所得税の申告&納付は・・・

**申告期限：3月17日(月)**

納付期限：3月17日(月) 現金納付の方  
：4月23日(水) 口座引落の方

### ●消費税の申告&納付は・・・

**申告期限：3月31日(月)**

納付期限：3月31日(月) 現金納付の方  
：4月30日(水) 口座引落の方



※申告会 3月以降の申告相談スケジュールにつきましては、3ページをご覧ください。

[注意] 3月17日(月)は、当会での確定申告の提出及び相談はお受けしていません。

## ～～～ 所得税の申告内容に誤り見つけたら！～～～

※「修正申告」や「更正の請求」は証明書類や帳簿の添付など、手続きが煩雑です。また、修正申告や期限後申告をされた場合には加算税・延滞税がかかる場合があります。今一度申告の見直しをしておきましょう。

◆3月17日 までは 訂正申告

◆3月18日 以降は 修正申告 又は 更正の請求

## 当会会費が未納の方へお願い

青色申告会は行政機関ではありません。会員の皆様の会費を財源に運営しております。当会報3面に確定申告期のスケジュールを記載しておりますが、確定申告期のご予約をお取りいただく場合、令和6年度の会費に未納がございますとご来所いただいてもご相談をお受けすることができません。先着順期間の場合も同様です。会費に未納がある方は、ご相談日当日に納付していただくか、事前に納付してから来所下さるようご協力をお願いいたします。また、12ヶ月以上会費の未納が続きますと退会扱いになる場合がございます(未納金額は消えません)のでご注意ください。

## 令和6年分の消費税の確定申告を行う方へ

消費税の確定申告を行う方は、昨年12月初旬にお送りした『令和6年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』に同封しております『同封書類一式』内の【1.令和6年分の消費税の確定申告を行う方へ】を**必ずお読みいただき、ご来所される日までご準備ください**。また、以下にチェックリストを抜粋しますのでご活用ください。

### 【消費税の確定申告の持ち物チェックリスト】

	書類の名称	備 考
<input type="checkbox"/>	『適格請求書発行事業者の登録申請書』の控え	提出している方のみお持ちください。 e-Taxで提出している方は印刷をしてください。
<input type="checkbox"/>	『適格請求書発行事業者の登録通知書』の原本	受取っている方のみお持ちください。 e-Taxで受取っている方は印刷をしてください。
<input type="checkbox"/>	『消費税簡易課税制度選択届出書』の控え	提出している方のみお持ちください。 e-Taxで提出している方は印刷をしてください。
<input type="checkbox"/>	令和6年分の所得税の申告書・決算書の控え	必ずお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和5年、4年、3年、2年分の所得税の申告書・決算書の控え	インボイスに登録したことにより、初めて課税事業者になられた方は不要です。 その他の方は必ずお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和5年、4年の消費税の確定申告書の控え	左記年分の消費税の申告をしている方は、必ずお持ちください。
<input type="checkbox"/>	令和6年分の中間納付税額(国税分・地方税分)がわかるもの	該当する方は必ずお持ちください。 未納付や分割納付中の方も、左記の金額がわかる書類をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	会計帳簿	会計ソフトをご利用の方は、可能な限りパソコンごとお持ちください。 やよいの青色申告(弥生会計)をご利用の方は、USBメモリ等のデータでお持ちいただけます。オンラインソフト・クラウドソフトをご利用の方は、可能な限り通信環境もご用意ください。
<input type="checkbox"/>	『同封書類一式』内の『D.消費税集計表』	簡易課税用と本則課税用があります。 ご記入のうえお持ちください。未記入の場合はご相談いただけないことがあります。 (会計ソフトをご利用の方で、正確に消費税の記帳を行っていて、かつ、当会職員等の求めに応じて各種消費税額等の計算上必要となる金額を集計できる方は不要です)
<input type="checkbox"/>	消費税の納付書	お手元にある方はお持ちください。
<input type="checkbox"/>	金融機関の届出印と口座番号等がわかるもの	上記の納付書が無い方は必ずお持ちください。大森税務署以外の納付書で納付する方もご協力ください。

## 3月の申告相談スケジュール

### ▶ 令和6年分所得税の決算確定申告相談

#### ● 予約相談期間 3月1日(土)～3月12日(水)

日曜日を除き、土曜日は3月1日及び8日の午前中のみご予約できます(空き枠がある場合)。  
完全予約制です。お電話にてご予約ください。TEL:03-3771-8859

#### ● 先着順相談期間 3月13日(木)～3月15日(土)

日曜日を除き、土曜日は3月15日の午前中のみ実施します。

受付時間: 平日午前9時～午後3時30分(先着順) 土曜日午前9時～午前11時

※大変混雑いたしますので、なるべく早めにお越しください。

### ▶ 令和6年分消費税の確定申告相談

#### ● 先着順相談期間 3月19日(水)～3月31日(月)

土曜日、日曜日、祝日の営業はございません。

受付時間: 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分(先着順)

※インボイス制度施行に伴い混雑が予想されますので、なるべく早めにお越しください。

## 決算確定申告期指導がスタートしました!

当会では、令和7年1月30日(木)から令和6年分の決算確定申告指導がスタートしました!

当会での予約制の期間は3月12日(水)までとなっておりますので、お早めにご予約をお取りください。

また、決算確定申告指導をお受けする際に指導サポート料(所得税1口2,000円以上、消費税簡易課税1口2,000円以上、消費税本則課税1口4,000円以上)を頂戴しておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※当会会館では、常に窓を開けて喚起を行い、アルコール消毒や飛沫シート等で各種感染症対策を徹底しております。ご来所される際には、手指消毒やマスク着用等をお願いしております。



